

郷土四市の地域を結び、繋ぐ

公益社団法人 門真納税協会
(守口市・門真市・大東市・四條畷市)

税と繁栄

240号

2013年(平成25年)2月10日号
確定申告特別号

**確定申告は、お早めに!
e-Taxのご利用を**



紅梅鮮やか(奈良県平群町) 撮影：大川 卓也 氏

申告と納税

所得税・贈与税

3月15日(金)まで

消費税及び地方消費税(個人事業者)

4月1日(月)まで

ご確認ください!!

◆こんな方は確定申告の必要があります

確定申告の義務がある人は、個人事業主の人、サラリーマンの方で年収が2000万円以上の方、年末調整を行っている方で他に副収入のある人、不動産所得のある方、株取引を行っている方等です。

個人事業主の方は収入額や経費、控除額などを元に自分で税金の申告を行わなければなりません。

サラリーマンの方は前年度の収入から予め毎月の給料から税金が天引きされています。また、払いすぎた税金を還付するには年末調整を12月に行います。

サラリーマンの人でも年収が、2千万円を超える場合や、副収入がある方はその分を自分で確定申告しなければなりません。

また、年末調整で受けられない控除も自分で確定申告し、税金を還付することができます。

◆サラリーマンは、次のような場合には、原則として還付申告をすることができます

- (1) 年の途中で退職し、年末調整を受けずに源泉徴収税額が納め過ぎとなっているとき
- (2) 一定の要件のマイホームの取得などをして、住宅ローンがあるとき
- (3) マイホームに特定の改修工事をしたとき
- (4) 認定長期優良住宅に当てはまるマイホームの取得などをしたとき
- (5) 災害や盗難などで資産に損害を受けたとき
- (6) 特定支出控除の適用を受けるとき
- (7) 多額の医療費を支出したとき
- (8) 特定の寄附をしたとき



◆災害により被害を受けられた方へ

災害により住宅や家財などに損害を受けたときは、確定申告で「災害減免法」に定める税金の軽減免除による方法、「所得税法」に定める雑損控除の方法のどちらか有利な方法を選ぶことによって、所得税の全部又は一部を軽減することができます。



	災害減免法	所得税法(雑損控除)								
損失の発生原因	災害による損失に限られます。	災害、盗難、横領による損失が対象となります。								
対象となる資産の範囲等	損害額が住宅又は家財の1/2以上であることが必要です。 (損害額とは、所得税法の差引損失額と同じです。)	生活に通常必要な資産に限られます。 (棚卸資産や事業用の固定資産、山林、生活に通常必要でない資産は除かれます。)								
控除額の計算 又は 所得税の軽減額	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%;">その年の所得金額</td> <td style="width: 50%;">所得税の軽減額</td> </tr> <tr> <td>500万円以下</td> <td>全額免除</td> </tr> <tr> <td>500万円超 750万円以下</td> <td>2分の1の軽減</td> </tr> <tr> <td>750万円超 1,000万円以下</td> <td>4分の1の軽減</td> </tr> </table>	その年の所得金額	所得税の軽減額	500万円以下	全額免除	500万円超 750万円以下	2分の1の軽減	750万円超 1,000万円以下	4分の1の軽減	生活に通常必要な資産に限られます。 (棚卸資産や事業用の固定資産、山林、生活に通常必要でない資産は除かれます。)
その年の所得金額	所得税の軽減額									
500万円以下	全額免除									
500万円超 750万円以下	2分の1の軽減									
750万円超 1,000万円以下	4分の1の軽減									
参考事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 損害を受けた年分の所得金額が1,000万円以下の人に限りです。 ・ 「被災した住宅、家財等の損失額の計算書」など、住宅又は家財の損害状況が分かる書類を確定申告書に添付することが必要です。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害関連支出については、領収書を確定申告書に添付するか、確定申告書を提出する際に提示することが必要です。 ・ 損失額が大きくて、その年の所得金額から控除しきれない金額は、翌年以後3年間に繰り越して各年の所得金額から控除できます。 								

詳しい計算方法などについては、税務署にお尋ねください。

納税協会の皆様へ

◆地区納税相談会場

会場	開催日程	受付時間
守口地区 守口門真商工会館(2階大集会室C)	2月25日(月)・26日(火) 2月27日(水)・28日(木)	9:30～11:30
門真地区 守口門真商工会館(2階大集会室C)	2月19日(火)・20日(水) 2月21日(木)・22日(金)	
大東地区 大東市立市民会館(3階中会議室)	3月4日(月)・5日(火)・6日(水)	13:00～15:00
四條畷地区 四條畷市商工会館(2階研修室)	2月25日(月)・26日(火)	

※会場の混雑の状況により、受付時間を繰り上げる場合があります。
※会場には、相談される方専用の駐車場がありませんので、車でのご来場はご遠慮ください。

◆公的年金等を受給されている方へ

次の①と②の両方に該当する場合は、所得税の確定申告(提出・納税)が不要です。(平成23年改正)

- ① 公的年金等の収入金額の合計額が、**400万円以下**
- ② 公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が、**20万円以下**



例えば、給与の収入金額が85万円以下の場合が当てはまります。
【85万円(収入金額) - 65万円(給与所得控除) = 20万円(給与所得金額)】
詳しい計算方法などについては、税務署にお尋ねください。



所得税の確定申告が不要でも、住民税の申告が必要になる場合があります。
詳しくは、お住まいの市区町村にお尋ねください。

会員一人が一人(一社が一社)を仲間に!!

—会員みんなで加入勧奨活動を展開しましょう。—

納税協会が「公益社団法人」としてより高い公益性を有した活動を継続するためには、1人(一社)でも多くの仲間を結集し、組織と財政基盤を強固にする必要があります。どうか会員の皆様方全員での加入勧奨にご支援ご協力をお願いいたします。

納税協会からのお知らせ

●無料相談所の開設

期 間：平成25年2月18日(月)～3月13日(水) (土、日を除く。)

※但し、2月24日と3月3日の日曜日に限り開設いたします。

受 付：午前10時～11時30分、午後1時～3時

会 場：公益社団法人門真納税協会 会議室

※会場の混雑の状況により、受付時間を繰り上げる場合があります。

※申告相談される方専用の駐車場がありませんので、車でのご来場はご遠慮ください。

公益社団法人 門真納税協会 TEL 06-6908-0631

税務署からのお知らせ

平成24年分の門真税務署の確定申告会場は

「守口門真商工会館」

です

○場 所：守口門真商工会館(門真市殿島町6-4)

※会場の駐車場(有料)には限りがありますので、お車でのご来場はご遠慮ください。

○開設期間：平成25年2月4日(月)～平成25年3月15日(金)

※本年は、2月1日(金)は開設しておりませんのでご注意ください。

※土・日・祝日を除く。(但し2月24日(日)・3月3日(日)は開設しております。)

○開設時間：午前9時～午後5時

※会場の都合により、なるべく午後4時ごろまでにお越しください。

(注)この期間中は門真税務署庁舎内では申告相談を行っておりません。



国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」で 申告書が作成できます。

www.nta.go.jp



「確定申告書等作成コーナー」の画面の案内に従って金額等を入力すれば税額等が自動計算され、所得税、消費税の申告書や青色申告決算書等が作成できます。